

札幌市子どもの権利委員会

第7回委員会

会 議 録

日 時 : 平成22年7月13日(火) 16時30分開会
場 所 : S T V北2条ビル6階 1～3号会議室

1. 開 会

○委員長 定刻になりましたので、ただいまから、第7回子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局の方から、連絡事項があれば言っていただきたいと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 皆さん、お疲れさまでございます。

きょうは、小栗委員、梶井委員と舩木委員から欠席の連絡がございました。B委員については、特に欠席の連絡がございませんので、おくれて参られると思います。

きょうも、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

2. 議 事

○委員長 事務局からの報告が終わりましたので、以下、議事を進めさせていただきます。

本日の議題でありますけれども、1番目は、子どもの権利に関する推進計画の体系及び内容について、2番目は、子どもとの意見交換についてであります。

なお、本日の終了時刻は18時30分とさせていただきます。

まず、議題の1番目としまして、子どもの権利に関する推進計画の体系及び内容についてを扱います。

この議題は、前回の委員会でも扱っており、前回は、皆さんのお手元にある資料4の3ページ目の基本目標2「子どもを受けとめ、はぐくむ環境づくり」の基本施策（1）子どもが安心して過ごすための居場所づくり、ここまで意見交換を行っております。

そこで、きょうは、4ページの基本目標2のうちの基本施策（2）活動を通して人間関係を作りあえる環境づくりから順番に意見交換を始めることとし、8ページの基本目標4の基本施策（2）が終わりましたら、最後に全体を通して確認する作業をすることによって、1番目の議題の話し合いを終えたいと思います。

それでは、早速、4ページにあります基本目標2の基本施策の二つ目、活動を通して人間関係を作りあえる環境づくりについて見ていきます。

ここでは、意義として、子どもの主体的な活動を通して他者との関係性をつくり、その中で自分自身を確立していくことのできる環境づくりを進める必要があるということが挙げられております。また、現状としまして、実態・意識調査の結果が2点、つまり、最近1年間で、地域での参加や行動をしたこと、それから、放課後や休日をどのように過ごしたいか、この二つが示されています。そして、これらを踏まえまして、取組の視点・例として、主体的な活動の促進・支援、児童会館における取り組みという項目が挙げられております。

皆さん、ここに示されていることについて意見等がございましたら出していただきたいと思います。

まず、意義や現状について感じることや意見などがありましたら出していただければと

思います。

いかがでしょうか。

○A委員 関係あるのかどうかちょっと自信がないのですが、地域のお祭りのことで私が思うことなのですけれども、この「最近1年間で、地域での参加や行動をしたこと」で一番多いものに地域のお祭りが入っています。私の家の近くの公園でやっているお祭りは結構大きいお祭りなのですけれども、ちょっと治安が悪いというか、ちょっと怖そうな人たちがたくさん来ているのです。子どもも遊んでいるのですけれども、警察の人もいて、ちょっと騒ぎが起こったりということもありまして、小学校や中学校の生徒もたくさん来ているので危ないのではないかと思うのです。

あとは、「放課後や休日をどのようにすごしたいか」のところで「外で遊んだり運動」とあります。これは公園で遊んだりということも多分入ると思うのですが、公園の遊具とかがあまり整備されていないところが多いと思うので、そこを改善していったら、もっとよりよく放課後や休日に子どもたちが過ごせるのではないかと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

今、ここには意識調査でこういう結果が出ていますということが示されているわけですが、実態と合っていないのではないかということでしょうか。あるいは問題点でしょうか。

○A委員 私の家の近くの公園で行われるお祭りは、子どもたちがたくさん来るのですが、雰囲気が悪いような気がします。上田市長とかも来るようなお祭りなのですけれども、よく警察の人とかも来て騒ぎになったりしています。お祭りというのは子どもたちが一番参加しているので、よくないのではないかと思います。ほかの地域も同じかどうかわかりませんが、市長が来るような大きなお祭りなのに、そういう騒ぎがあって、子どもが巻き込まれたりしたら危ないのではないかと思うのです。

○委員長 様子を知らせてくれたのですね。

○A委員 はい。

○委員長 その点で何かありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 特に、地域のお祭りという意味では、これを聞いた子どもが単に参加したかしなかったかというレベルの回答だと思います。これからの時期ですと、地域では七夕とか盆踊りというたぐいのものも全部ひっくるめた上での話ですので、一般的には子どもが参加する地域の町内会や子ども会がやっているようなイメージの回答かなと我々としては単純に認識しておりました。

あと、公園等のご意見については、今後、計画を進める上で関係部局ともいろいろ意見交換をしたいと思います。

○委員長 恐らく、A委員がおっしゃっているのは、最初に意義が出ていますね。その意義との関係でずれがあるのではないかということですね。意義で言うと、安心してということが書かれていますね。その関係でどうもずれがあるのではないか、もしかしたら、か

なり大きなずれかもしれませんが、これは大事な指摘ではないかと思えます。

この点で、ほかに何かありますでしょうか。

○委員、どうぞ。

○委員 この意義はもっともだと思います。他者との関係の中で人間は成長しなければいけない部分があると思います。ただ、地域においての現状は、子ども会も減ってきていますし、先ほど盆踊りのことが出ましたけれども、盆踊りもやらなくなっているところが多いですし、どちらかというと、地域で「子どもを受けとめ、はぐくむ環境づくり」ができていないというか、そういう環境になっていないというか、逆にますますやりづらくなっているのが現状だと思うのです。町内会活動もどちらかというと高齢者だけの活動になって、子どものいる家庭はなかなか参加しづらいような実態があります。ここを意義として掲げて基本政策としてやっていく上で、地域の活性化の点も含めてどのような具体策があるのかお伺いしたいと思うのです。

○委員長 今の点についてお願いします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 今のご意見は、単に子どもに限らず、広く地域コミュニティでの対応ということだと思います。確かに、今は町内会活動やいろいろな行事等についてもなかなかできづらい環境であるのはご指摘のとおりでございます。そういう部分で、今、札幌市のコミュニティを担当する部局では、町内会も今のまま黙っていると、だんだん減っていったり活動する人がいなくなるので、そういった活動をどうやって円滑に活発にしていっていいかという参考事例を提供したり、場合によっては研修会や相談、情報提供をする仕組みをつくろうということを進めていると聞いております。先日も、まだ私は中身を拝見しておりませんが、そういった地域の活動をお手伝いするようなハンドブックをつくるような記事も出ておりましたので、それがすべての解決の特効薬になるかという、それほど簡単にはできないほど今は事態が深刻だと思うのですが、だからといって手をこまねいているわけにもいかない部分もございます。そこで、方法としてはそれほどとっぴなことではないですけれども、地道にそういった声を受けて、そういう声にこたえられるような解決策、解決集のようなものを配って、今やっている方々を何とか励まし、頑張ってもらいたいということで進めております。

あと、子ども会の方は、今、私の課が担当しておりますが、同じように子ども会単独の事業が少なくなっておりますが、地域の育成者の相談事例もいろいろ受けております。我々は、地域の子ども会というより、札幌市の子ども会連合会という大きな単位を通じての支援活動にはなるのですけれども、先ほどの事例集の紹介もそうですが、いろいろな相談に応じて、こういうふうにやったらいいのではないかというアドバイスをしながら、活動を頑張ってくださいと何とか励ましているのが現状でございます。

○委員 頑張ってください。

あと、私の実感としては、例えば高校生でも、先週、今週と文化祭をやっていたと思うのですが、高校生は、特に自分たちの文化祭などはすごくエネルギーを持って主体的に取

り組んでいると思います。それが地域のお祭りに入るのかどうかは別としてですね。あと、中学生でもボランティア活動ですね。例えば、生徒会を中心にリングプルを集めたり、地域の清掃活動をしたり、冬場に独居老人の家の雪かきをしたり、そういうボランティア活動を生徒会が中心になって熱心にやっているところが結構あるのです。

ですから、主体的にいろいろな取り組みはしてはしまして、自分たちだけの取り組みというか、仲間内ではうまくできるのですけれども、それが近所とか世代とかそういう縦横の広がりがないかなかなか持ちづらいのです。そして、我々もどうやって支援していいのかという部分がどうしてもあるのです。小学生でも、高学年くらいになるとボランティアとして動いているので、そういうものを我々が側面的に支援できるような形に持っていければいいかなと思っています。

ですから、今、実際に小・中学生、高校生も含めてどういうことに一生懸命熱心に取り組んでいるのか、もう少し突っ込んだ意識調査をして、それできるところから何となく支援していったらいいなと私は思っております。これは意見です。

○委員長 ありがとうございます。

今のC委員がおっしゃったこととの関係でもいいですし、それ以外のことでもいいですけども、ほかに何かご意見はありませんか。

先ほどE委員が手を挙げていましたね。

○E委員 C委員がおっしゃられたことに賛成します。

地域というと、どうしても従来の子ども会や町内会といったような地縁組織を想像しますけれども、それ以外にも自分たちで何か活動をとということで、地域のための環境にかかわることとか、子どもと遊ぶとか、いろいろな活動をされているNPO団体も札幌にはたくさんいらっしゃいます。ですから、そのようなさまざまな団体とうまくつなげることができないものか、行政だけではできなくても、さまざまな団体とつながることで、何とかうまいぐあい子どもをサポートする道がないものかと常々考え、でも、なかなか難しい問題だと思っているのですが、そういうことこそ皆さんで議論できるといいかと思います。

ここでは、基本目標2ということで、「子どもを受けとめ、はぐくむ環境づくり」ということを検討しているわけです。恐らくは、子どもの居場所というものを具体的に考えていくということだと思のですが、例えば、前回の調査の中でインターネットについての項目も調査されています。なぜ子どもの権利の基本計画をつくられたときにそういう調査されたのかというところが一つ疑問だったのです。もしも、インターネットの情報から子どもを守るのも子どもの権利だという意味合いで調査をされたのだとすれば、その内容はここの基本目標2などにも生かされることなのかなと思っています。

それから、先ほどお祭りの話もありましたけれども、犯罪や不審者から守るということも子どもの権利を守る大事なことだと思いますので、はぐくむ環境づくりという大きなテーマの中にそういったものを入れることをイメージされていたのかどうか、聞いてみたいと思いました。

○委員長 事務局で何か話すことはありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） インターネットの調査につきましては、これだけ情報化社会が進んでいる中で、子どもを取り巻く環境の一つとしてインターネットがどこまで普及しているかという前提と、やはり、権利の中核というのはきちんと自分自身の意見を持って主張するということですので、そういう意味では、情報化社会の中で情報を自分でどうコントロールするかということが本来成り立っていく権利の一つでもあると思います。そういった部分を今後考えていく上で、まずはどういう状況にあるのかを知りたいというのが前提でした。そういう意味では、ご指摘の安全・安心、情報化という中でもう少し膨らませてもいいのかなと思っております。

あと、安全・安心の部分では、環境づくりということですので、子どもから見たら外の環境づくり、犯罪防止などという部分がどうしても中心になろうかと思いますが、一方では、子ども自身がそうなったときに自分で解決する、不審者がいたらどうこうするというのは表現が悪いですが、例えばよく言われているCAPプログラムもあります。ここでは、今の段階では例示でとらえさせていただきますので、数としてはちょっと少ないですが、整理する上では、どこまで書き込めるかをもう少し調整して皆さんにお示ししたいと思っております。

○E委員 CAPに関しては、近隣の市では行政で予算をつけていらっしゃるような話も聞きますので、ぜひ前向きに検討していただけたらと思っております。

○委員長 ほかにありますか。

○D委員 「子どもを受けとめ、はぐくむ環境づくり」ということで言うと、各種スポーツ団体というか、スポーツ少年団とか、中学校の部活動とか、そういうものもかなり大きな子どもの居場所になって、子どもがはぐくまれる環境にあるのかなと思います。ただ、取組の視点・例の中に子どもの主体的な活動の支援とあるものですから、スポーツ少年団などはどちらかというやらされ感が強いと思います。ただ、子どもが育つことははっきりしていますので、子どもが健やかに育つということで考えていけば、子ども会だけではなくて、スポーツに限らず、子どもが何か集まって活動することがそういう環境づくりになっているのかなと私は漠然と思っていますけれども、そういうところに対する支援は考えられないのかということもあります。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今の点について何かありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 主体的な活動という表現の中身にもよると思うのですが、一から十まで全部自分が中心ということではないと思います。例えばスポーツでも、最初はやりたいという本人の意思だと思いますので、表現的には含めた形でも構わないと思います。地域の参加の中でスポーツ大会に参加する子どもが4分の1ぐらいのパーセントを占めるということは、子どもの居場所としてそういう部分が実際に活用

されていると思います。ここでは、「ボランティア活動、サークル活動など」と「など」で締めています。実際に計画をつくる段階ではいろいろ考えられるところを想定したいと思っております。今、皆様方にはとりあえずの案ということでお示ししていますが、案がある程度できた段階で、市役所の中で実際に関係する部局に、具体的にどんなことができるのかということで照会を投げる予定でおりますので、今のスポーツの関係も入ってくると思っております。そういった部分も踏まえて検討していきます。

○委員長 今、既に取組の視点・例の方に話が入っておりますので、それも含めてやっていきたいと思っております。

ほかに意見があれば出してください。

○F委員 先ほど、地域のお祭りのお話かありましたが、子どもが単に地域のお祭りに参加したというイメージといたしますか、商業目的の出店に行って地域のお祭りに参加したようなつもりになっているのも回答の中には結構あるのではないかと思います。でも、それだったら、本当の意味で彼らをはぐくむような環境でも何でもないので。

私が前に勤めていた学校は、非常に過疎化の波が激しい、老人が一番多い地域と言われていた、名前を挙げていいのでしょうか、手稲の金山地区にあったのです。ただ、ここはすばらしいのです。町内会長たちが子どもを本当に大事にしてくれて、いろいろな面で問題をつつかれたらどうなのかなと思うような神社みたいなところのお祭りを町内会がどんどん支援して、小学生も中学生も子どもみこしに参加して、昼に戻ってきて、私も来賓で呼ばれているのですけれども、町内会の方がみんな、おにぎりをつくって、サケ鍋をつくって、子どもたちにどんどん食べさせて、大人も子ども一緒になってそこで昼ご飯を食べるのです。休みの日になって、校長先生もビールどうですかと言われて、ちょっと私はまずいかなと思ってビールは飲んでいないのですけれどもね。ただ、田舎と言ったら失礼ですけれども、大昔あったような光景ですね。子どもみこしが町内をずっと一周して、戻ってきたら、町内会費からお菓子や何かも出して、車座になって、ごぞを敷いて、年寄りから地域の学校の校長から、それこそ地域振興課、まちづくりセンターの所長からみんな来てやっていました。私はこのときに、町内会長たちに、これが札幌市全部に広がったらすごいですねと言いました。

この事例は神社が絡んでいるので紹介できるかどうかかわからないのですけれども、やっているところはやっているのです。ですから、本当の意味での地域のお祭りをこんな形でもやっているところがあるよという何かしらのPRはしたくなりますね。ある面では、同じようなことを同じようにやっても、子どもたちが「僕も行くよ」「私も行くよ」という形でそこに参加しているのか、それともやらせの世界なのかというところで大分違うかなという気がしております。

答えになったかどうかかわからないのですけれども、事例としてはないわけではないだろうなという気がしています。

○委員長 今、F委員が示した例がほかのところでもありますでしょうか。

○G委員 今、F委員がおっしゃっていたような、だれから見ても平和の象徴だなという感じではないのですが、私の地域でも、すごく小さい公園なのですけれども、お祭りをやっています。私が今よく指導に行っている小学校の吹奏楽団といいますか、スクールバンドがいつも演奏していて、その演奏を通じていろいろな人がいっぱいいました。それがもっと交流的になって、子どもとか大人とかあまり関係なく、神社のお祭りまでいかなくてもみんなが楽しんで笑顔になれるような施策ができれば、子どもたちも幸せなのではないかなと思いました。

○委員長 地元の例ですね。

○F委員 もう一つ追加してよろしいですか。

そのお祭りでは、出店も出るのです。ただ、出店を経営しているのは全部町内会で、売っているのは子どもたちなのです。綿あめ5円とか、もうけはあまり考えていないようです。お母さんたちがおでんをつくったりして、何か昔懐かしい感じで、私はお祭りはあまり大きくならない方がいいのではないかという気がします。大きくなると、手が出ないからいろいろな専門家とか業者とか出店みたいなものがどんどん来るのですけれども、出店は一切出ていないのです。要するに、自分たちで何かつくって、何かをやるというすごく小規模の方が子どもたちも参加しやすいのです。あまりにも大きくなると、自分たちの出る幕ではないなど。私が今まで感じたのは、地域のお祭りはあまり大きくならない方がいいかなと思います。大きくなると、子どもの出番がないかなという気がしています。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特に、取り組みの視点・例がありましたら出していただきたいと思います。

では、私の方から一つだけお話しさせていただきたいと思います。

私は、大学にかかわっているわけですがけれども、大学の学生を見ていますと、横のつながりはあるのです。ところが、縦の関係がすごく薄れているのです。これは、恐らくH委員も感じていると思うのですけれども、例えば、私の大学ではゼミがありまして、我々のところは2年生、3年生という単位で二つの学年を一緒にやっているのですけれども、その間が切れているのです。溝みたいなものがあるのです。2年生、3年生が交流してもらうためには物すごく時間がかかるのです。恐らく、これはもっと前の段階、つまり子どもの段階に原因があるのだらうと私は思っています。子どもたちが遊ぶときに、小学生で言うと同学年と一緒に遊ぶ、あるいはいろいろなことをやるのでしようけれども、同学年ではなくて、例えば何学年か集まる、こういう状態が今は物すごくなくなっているのではないかという気がしているのです。それを、さらに子ども会という面に置きかえてみますと、子ども会も縦の関係がかなりなくなっている気がしてならないのです。実は、それがすごく大事ではないかと思うのです。

そのあたりで、皆さんから何かいいヒントがあったら出していただきたいと思います。そこを大事にしていかないと、子どもの参加ということを考えた場合にもそれがうまくい

かないのではないかという気がしてならないのです。そのあたりで、もし何か参考になるようなことがあれば、話をさせていただきたいと思います。

○D委員 私は子どものころは、田舎で育ったものですから、外に出ると子どもがわっと群れていまして、子どもだけで異学年でわっと群れて遊ぶ集団があったのです。年上の子どもが年下の子どもにいろいろなことを教えるのです。ソフトボールをするときは、みそっかすルールですから、三振してもアウトカウントには数えない、いいことをして得点したら、それは得点に数える、そういう中で育ててもらいました。ところが、私の三つ下の弟が言うには、自分のときにはそういうものはなかったと。ですから、経済構造もすべて含めて、世の中の大きな流れの中で子ども社会が崩壊していったのだらうと思うのです。

今、小学校でよく行われているのは異学年交流です。1年生から6年生まで縦割りでいろいろなことをします。割と小さい学校だと1年間継続しますので、遠足も一緒に行ったりということで触れ合いが生まれます。そういう意図的な取り組みをしないと、同じ学年の子どもでないと遊べない子どもになりますので、わざと異学年を入れるというような視点がないと、縦のようなグループはなかなかできないだらうと思います。

○委員長 ありがとうございます。

ある集団を持っている場合、だれかが中心になって入っていかないとだめだということですね。

○D委員 異学年で集団をつくって、こういうふうにやりましょうという最初の声かけは6年生がやりますけれども、だんだん動き始めたら、君が中心に何でもやらないと言わなくても、できるようになっていきます。子どもはそういう力を本来的に持っているのです、5年生がリーダーシップを発揮したり、そういうようなことは十分にあります。

○E委員 私も、遊び場をつくる活動をここ六、七年ほどしております。どうしてそれをするかという、やはり、先ほどから言われているように、異年齢で遊ぶようなことがなくて、遊びも伝わってっていない状況があります。それから、遊べる場所が制約されていて、公園で遊んでも禁止事項がたくさんあって、いろいろ自由にやってみたいことがなかなかできない状況にあります。さらに、時間的な制約で、学校の授業が週休2日になって、平日にたくさん時間割が組まれるようになり、放課後そのものの時間があまりないです。なおかつ、習い事が盛んになっていて、とにかく友達と遊ぶ時間がない。そして、やっと時間ができたから遊ぼうと思うと、友達は習い事に行く日で遊べないという感じで、子どもが遊べる環境がどんどん減っているのが実情です。ですから、遊べる環境を何とかつくりたいということで市民活動をずっとやってきました。

子ども同士、異年齢で遊ぶというのはとても大事なポイントです。

それからもう一つは、大人に関しても、顔の見える関係にある大人、よく知っている大人が家の近くにたくさんいることが、実は、子どもがほっとできる居場所というものにつながっていくのだと思っています。そして、いつもいつも優しい大人ばかりということではなくて、しかってもらえる大人も実は大事です。

私より上の方に、子どものころはどんなことをして遊びましたかと聞いてみると、カエルのおなかに火薬を詰めて飛ばしたとか、割と激しい遊びをやったという方がたくさんいらっしゃるのです。びっくりしたのですけれども、そういう遊びは結構普通だったのです。あとは、隣の家の柿の木から柿をとって食べたとか、もっとひどい遊びをしてこっぴどく叱られたとか、親に怒られただけではなくて、隣のお家の人に怒られたとか、だれだれさんに怒られたとか、怒られたこともたくさんあって育ってきた世代なのですね。今は、怒られることもないまま育てられている気がします。結局、怒られるより前に禁止されているのです。だから、公園ではボール遊びはしてはいけませんと言われて、やってはいけなからやらないので、怒られる経験もないのです。何でもかんでも決まりをつくって子どもがやれることを減らしてしまっているところが子どもの成長を阻んでいるところだと思っています。行政としては、何とかしてはいけませんということを出してしまう方がいいというか、もしくは近隣の方からの苦情で禁止してしまう看板をつくるしかないということがあって今の状況になっていると思うのですけれども、そこで顔の見える関係をたくさんつくることによって、子どもができることを少しずつふやしていくことが一番だと思っています。そのためには行政だけではできないことが必ずあると思うので、もっと小さいところから、小さい公園でのお祭りが楽しいとか、それは顔の見えるところでやっているからだと思うので、そういう小さな活動を応援するというか、自分たちでその小さな活動にかかわってくる大人をどうやってふやすかというのが大事なところだと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

先ほどから出てきているのは、小さな関係、あるいは小さな活動、小さい単位、そういう視点から考えていくことが大事なのではないかということだと思います。

ほかにありますでしょうか。

○副委員長 今までお話を伺っていると、子どもたちの横の関係だけではなくて、縦の関係を含めて人間関係をつくるのが今は求められているということだと思うのですが、基本目標2の意義の中には、「子どもたちが安心して休み、遊び、活動し、友だちとの人間関係をつくる場が求められる」と書いてありますね。これは、友達との人間関係という形で限定されてしまうのかどうかというところですが、友達との人間関係というよりは、もう少し幅を持たせた人間関係というように読める形にした方がいいのかなという感じがするのですが、どんなものでしょうか。

○委員長 そのあたりでご説明がありましたらお願いします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 確かにご指摘のとおりだと思います。どうしても、子どもを中心に考えたフレーズで、子どもが一番最初にかかわる、特に相談相手として友達は結構大きな比重を占めていますので、それで友達が出てきた部分があります。今おっしゃったように、環境づくりには広い意味で大人も含めた人間関係が当然求められると思いますので、表現は工夫したいと思います。

○委員長 あとはよろしいでしょうか。

○D委員 お願いします。子どもが安心して遊べる場所を提供することが大人の役割かと思うのです。私の住んでいる西区西野では近所に芝生の公園がありまして、その公園が気に入ってそこに住んだのです。それで、うちの2人の息子はそこでサッカーをしてずっと遊んだのです。それこそ異年齢のお兄ちゃんとか、もっと小さい子どもとか、10人、20人で遊んで育って、そこでケイドロ【鬼ごっこの一種】をやったり、いろいろやったりして遊んだのですが、野球をやってはだめという看板がその当時からあったのです。子どもたちはサッカーをしていたので問題はなかったのですが、ボールがだめになって、サッカーができなくなって、子どもたちが公園に集まらなくなったのです。だれが集まるようになったかといったら、犬を飼っているおじいちゃん、おばあちゃんが集まるようになって、今度は犬を放し飼いにするので、近所の人々が犬を放し飼いにしないという看板を行政に言って立ててもらったのです。そうすると、公園はだれも寄りつかない場になってしまいました。これは私の近所の具体例ですが、札幌市内はどこでもそのような状況になっているのではないかと思います。

これは、言うはやすく行うはがたしで、学校も同じです。放課後に学校のグラウンドへ遊びに来たら、管理責任が問われるということで、いつか、放課後にグラウンドで遊ばないように子どもをシャットアウトしました。ところが、あまりにも遊び場がなくなったので、私は、前任校でもそうですし、今の学校でも遊びに来るのを黙認しています。ただ、何か事故があったときに管理責任を問われたら、校長はメディアの前で謝罪しないとだめだろうなと思っています。やはり、それぐらいの覚悟で行政も取り組んでくれないと、「子どもを受けとめ、はぐくむ環境づくり」というのはお題目で終わるだろうと思います。その辺を突破口にして頑張りましょう、公園を子どもに返しましょうということになると、子どもは喜んで、にぎやかな公園が復活するかなと、多分無理だろうなと思いつつ、したいなと思って発言させていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

今、物すごく大事なことを言われたような気がしますね。

○C委員 今のD委員のお話を聞いて思ったのですけれども、結局は大人同士の人間関係自体が希薄になっていて、例えば、本来、その地域の中で何か問題が起きたら、その中で話し合えば、今、公園でボールを使ったり、犬の放し飼いの話が出ましたけれども、本来でしたら話し合って、例えば月、水、金は野球をよくして、火、水、木は犬の散歩をよくして、土・日の休みはほかのことに使いましょとか、そういうルールをつくれたと思うのです。そういう話し合いが、人間関係が希薄なものだから、それを不満に思って人間が何をするかといったら、市役所とか行政に必ず苦情を申し立てるのです。その一方通行の苦情を行政が一方通行に引き受けて、画一的な規則をつくって、何とか禁止というふうにしてしまうから、地域が本当に沈滞化してしまうのです。ですから、行政が悪いというわけではないのですけれども、その地域を活性化させるという意味でも地域の人間関係をどう

にか確立させていって、そこの中で自分たちで話し合っただけというようになら
よっと突き放したようなやり方も必要ではないでしょうか。その中には、当然、子どもも
いるわけですから、子どもも自分たちの権利をその中で主張させて、野球をやりたいんだ、
サッカーをやりたいんだと、そういうことでやっていかないと、本当の意味での権利意識
とか子どもを大切にしたい気持ちは育っていかないのではないかと思います。ですから、
大人の間人間関係をもっと確立する必要があるのではないのかなと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

○D委員 もう一言、言わせてください。

今のC委員の意見に大賛成です。これだったらできるかもしれないという気がします。
近くの公園、すべての公園をそういうような形にすると、子どもが戻るきっかけが生まれ
るかと思えます。

以前、前田地区に赴任していたときに、着任したときにはどの公園でもサッカーがで
きたのです。ところが、8年いて、転勤するときにはどの公園でもサッカーができないよ
うになっていました。それぐらい、子どもたちが遊ぶ場を奪われている現状があるのだと思
うのです。お年寄りには政治力がありますので、どんどん政治力を使っていろいろなこと
を決めていきますが、子どもを抱えている親は、とにかく仕事が忙しく、子育てで大変だ
ということで、子どもが遊ぶ環境まではなかなか気が回らないのが現実かと思えます。その
辺で、子どもが公園とか地域のそういうようなところをもっと自由に使うことができるよ
うな環境ができれば、画期的に変わるような気がします。今、C委員の話聞いていて、
これはそれほど難しいことではないような気がしてきました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

恐らく、結構大事な役割というのは例えば町内会にもあるのでしょうか。今はもう、町
内会も活動が停滞していて、お互いに話し合うということがなくなっていますね。これを
もうちょっとうまくいかせられないか、やっていくことはできないのかなという感じがし
ますね。子どもは大人を見て育ちますから、やはり大人が、例えば自分たちの住んでい
る地域ということで言えば、そういう中でまずは隣近所あたりからかかわり合いを持ってい
くということがすごく大事です。さらに言うと、今、大人というのは争い事を嫌がります
ね。ぶつかることを嫌がります。ぶつかることを嫌がるというのは、ある意味では、私か
ら言わせると、権利主張がなっていないという状況にすらなっているのではないかとすら
思います。そういうあたりを大人がもっといろいろな意味で自覚して、いろいろな場で話
し合いを持ち、いろいろなことを解決するような姿勢を大事にしていくことが、子どもに
対していい影響を与えていこうと思えます。

これにもっと時間を割いてもいいのですけれども、そうしますと、ほかの方の話を進め
ることができませんので、これについてどうしても話をしておかななくてはならないとい
う人がおりましたら、意見を伺いたいと思えますが、もしなければ次に移りたいと思
います。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、続いて5ページに移らせていただきます。

基本目標3「子どもの権利侵害からの救済」の基本施策の一つ目、子どもの権利の侵害からの救済体制の整備についてを見ていきたいと思えます。

ここでは、意義としまして、子どもの権利侵害が気づきにくいといった特性があり、また、心身の成長に重大な影響を及ぼすことから、アシストセンターや児童相談所、さらには学校や施設、地域などの連携により、迅速、適切に救済を図る必要がある。また、現状としては、虐待の受理件数やいじめの状況等に関する調査結果、さらには先般の実態・意識調査の結果が挙げられております。

そして、これらを踏まえて、取り組みの視点・例として、子どもが相談しやすい仕組みづくり、子どもが虐待から守られる仕組みづくり、相談機関の連携といった視点でまとめられております。

ここに示されていることについて意見があれば出していただきたいと思えます。

まず、意義や現状について感じることや意見などがあれば出してみてください。

○F委員 私が一番感じているのは、アシストセンターは非常に機能していて、円滑な動きを全市的に感じております。ただ、児童相談所の数があまりにも少ないです。それは、もう痛切に感じます。特に、中学校でいろいろな相談をしたら、いつ行っても満員御礼ですね。満員です。そして、緊急の対応などでいろいろなことはしていただいているのですけれども、札幌市にこれだけの数の子どもがいる中で、いわゆる児童相談所があつた数とあつたキャパでいいのかと思えます。本当に子どもがかわいそうな気がします。一時保護的な機能とか、いろいろな相談機能とか、あるいは児童相談所の中では家庭裁判所の審判がおりた子どもの収容とか、全部をあの1カ所で見ているのです。札幌市が子どもを大事にしようとするのであれば、本当に早急に、子どものためにも区に一つあつてもいいぐらいだというような気がしています。連携は中学校でもしているのですけれども、児童相談所の職員の方もあつぱあつぱの状態ではないかという気がしています。とても全部には対応できないのではないかと思います。

それこそ、子どもの権利についてこれだけ先進的に取り組みをしようしている札幌市だったら、その中核となる相談所があつた状態だというのは伊の一番に解決していくところではないかという気がしています。

○委員長 今の点について、事務局から何かございますか。

○事務局(野島子どもの権利推進課長) 今、F委員がご指摘のように、ここ数年、児童相談所を取り巻く環境はかなり、私がケースワーカーをやっているときも満員だったのですけれども、やはり事態の深刻さという部分で言えば、職員もなかなか大変なご苦勞をされていると聞いております。

それにつきましては、今、児童相談所自身がこういう時代状況を踏まえてどういうふう

に今後進めていったらいいのかということで、計画といたしますか、構想といたしますか、まめようとしているところがございます。児童相談所の計画ができてから、この計画との整合性をとらせていただきますけれども、児童相談所の方でもそういう検討をしている動きがあるということをきょうの段階ではご理解いただきたいと思います。結論なり方向性がわかりましたらご提示したいと思いますし、それを踏まえた上で、この計画の書きぶりも調整したいと思います。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

○D委員 F委員の意見に大賛成です。そのとおりだと思います。

学校から児童相談所に何か相談する場合、担当になる人の抱えている案件が多過ぎるので、簡単に動けないのです。それは、とても痛切に感じております。ですから、F委員がおっしゃったように、私は各区に組織が一つくらいあることが必要だと思います。そうでないともたないぐらいの現状があるのだということを行政の方でもしっかり考えていただいて、子どもの権利侵害からの救済に当たっていただきたいと考えています。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○E委員 児童相談所をふやすご意見に賛成です。そして、アシストセンターも現状のものよりさらに内容をどんどん充実させていただけたらと思っております。

もう一点、計画の例として挙げられた高知県の中にも入っていたのですけれども、地域の対応力の向上というポイントがありました。つまり、面識のない人や知らない機関に相談するのは難しくても、話し相手になれる身近な支援者がいれば、ちょっとした心配事は解決するのではないかという内容でした。ですから、児童相談所やアシストセンターに持っていかなければならないようなものもありますが、そこまではいかないけれども、ちょっともやもやした子どもの気持ちを受けとめられる地域というものがあることも子どもの権利侵害からの救済というところでは重要なポイントだと思いますので、先ほどの基本目標2のところと関連させながら、大きいものから小さいものまでの子どもの気持ちを受けとめる救済の仕組みがあるといいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今、お三方の委員から話を聞いたわけですが、その話から基本施策の「子どもの権利の侵害からの救済体制の整備」とありますが、それだけではなくて、「整備、充実」とした方がいいのかなという気がしてきました。どうでしょうか。

充実も加えさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 では、そういうふうにさせていただきたいと思います。

○B委員 権利侵害からの救済体制の整備、充実ということで言えば、関係機関の連携や虐待から守られる仕組みづくりというところで、要保護児童対策地域協議会が十分な形で

機能しているかといえば、どうなのかなというところがあります。まだまだスタートしたばかりで試行錯誤の状態かと思えるところもあります。それは、学校であり、地域であり、行政が一体となって子どもたちを権利侵害から守っていくまちづくりをしていく拠点になるところだと思います。そういう意味では、要保護児童対策地域協議会なども積極的に活動の活性化みたいなことも今後求められるかと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 なければ、次に移りたいと思います。

次は、6ページをごらんになっていただきたいと思います。

ここでは、基本目標3の基本施策の二つ目の権利侵害の起きにくい環境づくりについて見ていきます。

ここでの意義といたしまして、子どもや保護者等が権利侵害について理解する、さらには保護者等が気軽に相談できる環境を整えるなどにより権利侵害が起きにくい社会をつかっていく必要があることが述べられております。また、現状として、条例の認知度は、子育てに関して日ごろ悩んでいること、または気になることが挙げられております。そして、これらを踏まえまして、取り組みの視点・例として子どもに対する取り組み、保護者等に対する取り組みという項目が挙げられております。

ここに示されていることについて意見を出していただきたいと思います。

○H委員 取り組みの視点・例にかかわると思うのですが、少しほかの委員の皆さんに意見をいただきながら提案できればと思っていることを申し上げます。

今、6ページですけれども、5ページに戻っていただくと、現状、実態・意識調査の真ん中付近に、条例に定められている権利で守られていないと思うものということで、いじめ、虐待云々と障がい、民族云々と書かれています。

私は、前回の委員会が終わった後に、朝鮮学校に訪問させてもらって、1時間程度、生徒の話を伺うことができました。そこで感じたことも含めて、少し具体的な取り組みとして、こんなことができないかと思っていることを申し上げたいと思います。

朝鮮学校の児童生徒の例を挙げれば、民族による、国籍による差別を非常にお感じになって今日まで来ているということを率直にお話しいただきました。では、あなた方はそういう思いをだれに相談しますか、アシストセンターがあるのだけれども、どうですか、あるいは朝鮮学校の先生に相談するのですかと聞いたら、しないのだそうです。保護者、親に言うのが精いっぱいということでした。

今、基本目標2の議論から、周りの子、話のできる大人などの関係性の重要性がずっと議論されているところすけれども、私たちはこのアシストセンターをつくったというのはすごく意義があることだと思っております。その一方で、そこにまでなかなか相談できない子どもたちの思いをどう酌み上げるかという仕組みづくりが必要なのではないかとい

うことを前回あたりからずっと感じています。

どういふものがあり得るのかと思っていたのですけれども、例えば、きょうの議題の後の方でフリースクール等への訪問と出てきます。フリースクール関係ですと、北海道では連絡協議会のようなものがあると聞いておりまして、そういったところと行政の部局が定期的に会合を持っていると聞いておりますが、そういうものを拡大、充実していただきたいと思っています。

実際にアンケートの結果があるわけで、とりわけ、ここに掲げられているような障がいを持っている子、あるいは不登校でフリースクールに行っている子どもなどは、とにかく、そういう差別感をもちがちな状況にあるのではないかと思います。そういった子に直接聞くのはなかなか難しいことだと思いますので、彼らの一番そばにいる大人たち、話していると思われる大人たちを介して子どもたちの痛み吸い上げて、どうしたらいいかを考えるテーブルづくりをされてはどうかと思います。今までいろいろな部局で、例えば児童相談所の議論が出ておりますけれども、虐待防止協会というNPOとは非常に密な関係を持っていると聞いております。いろいろな部局がNPOなどと連絡協議会的なものを持っていると思いますが、そういったものを拡充、充実するような方向で、なかなか表に出てこない子どもの痛みを吸い上げて、どうしていこうかという議論をする場づくりを具体的な取り組みとして挙げることはできないものかと思っております。

具体的な連絡協議会の実情がいま一つわからないものですから、漠とした提案ですけれども、そんなことを取り組みとして提案させていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

今の話は、簡単に言うと、アシストセンター等に相談できない子どもがいて、そういう子どもの救済のための仕組みづくりをどういうふうにしていったらいいのだろうかということでしょうか。

○H委員 そうですね。

例えば、朝鮮学校の児童生徒の皆さんに聞いてみると、自分たちも朝鮮学校を理解してもらうために情報発信をしたい、日本国籍の子どもたちと交流したいということをおっしゃいます。もし、そういうことがあるのであれば、共通の場での学びが可能かと思うのです。あるいは、子ども未来局であれば子どもの日のイベントや子どもの権利の日のイベントにこういう考えを具体化できるものはないかなど、そういうことを考える場づくりができないかと思っています。

○委員長 今の意見について何か行政として答えることができる部分はありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 回答とはならないかもしれませんが、今、たまさか、H委員は朝鮮学校の話がされました。基本的に、外国籍の子どもたちの問題は、朝鮮学校だけに限らず、市内でも外国の方がある意味では同じような状況で差別感があるという結果も今回の統計の中に出てきたと思います。そういう意味では、朝鮮学校だけに限らず、海外の方々との交流を通してお互いにどう理解し合うかということであれば、国

際交流の仕事の中でそういう事業もやっております。特に、朝鮮学校は自分たちから結構積極的に清田区役所などと連携していろいろなイベントに参加して、お互いに理解できるような取り組みをふやしております。また、行政としても、できることをする、逆にできないことはできませんという話し合いの場も設けているというか、年に1回ぐらいお互いに話し合っていると思います。恐らく、そういう中で、徐々にできることはやっていくと思います。ただ、仕組みの違いは大前提としてありますので、まずはお互いに理解し合う話し合いの場をつくる、そういう機会をふやすというご意見はそのとおりだと思います。

また来週北9条小学校に行って同じような外国籍の子どもたちの意見を聞きますので、そういった部分も踏まえてこの書きぶりを調整したいと思っております。

○委員長 今、事務局から説明がありました。

今の問題、指摘に対してほかの委員の皆様から意見があったら出してください。

ほかに委員として行かれた方はいらっしゃるのでしょうか。

お1人だけですか。

G委員、何かありますか。

○G委員 ちょっと違うかもしれないのですがけれども、私の通っている平岸高校では、三者会議といって、生徒と教員と親が一緒になって、同じ立場で話し合う機会を1年に2回ほど設けております。そこでは、私たちが学校生活を送るに当たって大事な問題も話し合われます。例えば、私の学校は携帯電話の持ち込みをしてもいいのですが、持ち込みの仕方に最近は乱れがありまして、授業中に携帯をいじってしまうなどの問題はどうしたらいいかということ私たちが各学級に投げかけて、その結果をその場で報告して、みんなはどうしようかということを決めています。また、親としては、そういうために買ってあげた携帯ではないから使い方を考えてほしいとか、先生方としては、勉強のためにここに来ているのだからとか、生徒の側としては、先生の授業はわけがわからないという話も結構あって、そんなこともみんな普通に言うてしまうのです。結構言うのです。先生の言うている意味がわかりませんなどとすごく言うているのですね。

そういう場を、広い札幌市単位ではなくて区や町内会などの小さい輪でもいいのでもし設けることができれば、いろいろな意見が聞けると思いました。それをやるにはすごく時間がかかるかもしれないですが、うちの学校も始めて3年目か、4年目か、5年目かはよく覚えていないのですが、だんだん活性化してきています。生徒も、最初は意見を言わなかったけれども、おととしからかすごく意見を言うようになってきたらしく、すごくいい活動になってきています。

今すぐの結果にはならないかもしれませんが、こういう方法もいいのではないかと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかの委員からはいかがでしょうか。

○F委員 この意義のところをもう一回読み返してみますと、3行目に「まずは子ども

が権利侵害について理解する必要がある」とあるのですが、まずは子どもなのでしょうか。子どもの権利侵害については、まずは大人が理解していく必要があるのではないかという気がしています。そして、子どもについても、発達段階もあるのでしょうけれども、同様に権利侵害について理解をしていく必要がある。子どもの権利侵害のいろいろなことを理解していても、大人につぶされては何にもならないので、大人の理解の方が先ではないかという気がしているのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 表現をちょっと工夫したいと思います。

まずは子どもが理解するというのは、例えば自分が虐待に遭っていることすら気づかない子どもがいるということを踏まえると、自分は権利の侵害を受けているということ子ども自身が理解することが大事なのではないか、それをここで訴えるという趣旨で「まずは子どもが」という表現になっています。しかし、権利一般を全部とらえたときには、まずは大人がきちんと理解した上で、理解した大人がきちんと子どもに伝えるという意味も当然のことながらあると思います。

そういうことで、この解釈は少し限定的にしていたところがありますので、誤解がないように、再度、表現を整理したいと思います。

○委員長 今のような回答でいいですか。

○F委員 いいと思うのですけれども、子ども自身が自分の権利が侵害されているかどうか、自分の認識があるか、ないかですね。子どもは、小さくなればなるほど権利が侵害されているという認識はないですね。絶対的な物差しを親に求めたり、近くの大人にいいか悪いかを求めます。ですから、子どもは、虐待を受けていても、下手をすると自分が悪いのだということになります。そういういろいろなことを考えたときに、すべての保護者、大人が、子どもにはこういう権利もあり、あるいは、これは子どもが侵害されているのだということをしっかり認識してもらわないと、子どもたちに権利の侵害についてとか権利条例の意味などを導いてあげることができないのではないかと思います。学校で言えば、教員がわかっていなかったら、でたらめになりますね。それと同じではないかという気がしています。

○B委員 それに付随する意見になるとと思いますが、子どもが相談しやすい仕組みや子どもたちが安心してだれかに話せる環境をつくっていくことはすごく大事なのですけれども、一番深刻な虐待やいじめを受けている子どもたちのほとんどはみずから相談したりしないのです。逆に言うと、相談できないのかもしれませんが。私たちが取り扱っているケースはほとんど、「大丈夫かい」と聞いても、必ず「自分でぶつけた」などと言って、本当のことを言わないのです。

そういった意味で、何が大事かという、その状況では権利侵害が生じているかもしれないということに気づける環境を周りがいかにつくっていくかです。権利侵害の起きにくい環境づくりという意味で言うと、先ほどから言っておりますけれども、地域がもっと小さな単位で、先ほど児童相談所が札幌市内に1カ所という話が出ましたが、もっと小さな

単位で地域の中で大人が権利侵害とは何なのか、児童虐待とは何なのか、そういうことについてもうちょっと意識を高めていって、地域の中で問題について取り組もうとする意識を高めていくことはすごく大事です。

よく学校から相談を受けて、我々もワーキングの会議などに行ってみると、困っているのは学校で、学校と当事者と児相みたいな話で、そこに地域はあまり関係していないという状況がすごく見えるのです。

ですから、その家庭、その子どもを取り巻く社会がその地域の中で子どもたちを守り、はぐくみ、育てる環境をどのようにつくっていけるか、その意識を高めていくことがすごく重要なのです。意識の高い地域もあったり、高い人もいるのですけれども、多くの場合は、そこにあまり関心のない方たちだと思いますので、まずは行政の啓発の部分として、子どもの権利や権利侵害、虐待問題などを地域に落とし込んでいく活動がいかにかできるかがすごく重要な気がします。

ですから、ここで言うと、保護者に対する理解だけではなくて、私たちは子育てが終わっているからという話ではないはずなので、すべての市民に対してというところがなければいけないと思います。

○委員長 権利侵害をする可能性のある全体ですね。

基本施策のところ、「権利侵害の起きにくい環境づくり」となっているのですけれども、もっと積極的に権利侵害を起こさない環境づくりというふうにはできないものでしょうか。

○B委員 「にくい」というのは、ちょっと受け身ですね。

○委員長 ちょっと弱いですね。起きるのはしょうがないのだという感じで受け取れてしまいますね。もっと積極的に言った方がいいのではないかと思います。

ほかはいかがでしょうか。

ここの部分は、今、話し合われたことをもとにもうちょっと文章を工夫してみてください。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 了解しました。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

○D委員 全然まとまっていないのですが、条例に定められている権利で、守られていないと思うものの中に、いじめ、虐待、体罰とあります。この被害者は全部子どもですけれども、いじめについては、加害者は子どもの場合が多いですね。学校も加担する場合がありますが、ほとんどは子どもです。それから、虐待の加害者のほとんどは保護者です。体罰は、虐待が保護者であれば体罰は学校などの教育機関がそういうふうになりますね。

どうも、子どもの側から見ると、いじめ、虐待、体罰と権利が侵害されているのは全部一くくりになるのですが、加害の側から見ると非常に複雑になると思うのです。その辺の救済を考えるとときにどういうふうを考えていったらいいのかということがはてなマークのまま残っていますということをご存知しておきます。

○委員長 大事なことだと思います。

権利保障という場合には、必ずその権利を侵害する者がいますが、その権利を侵害する者はだれかということになると、特定できない場合が多いのです。ですから、こういう問題について書いていく際にも意識してしっかり頭の中に入れておかなければいけないと思います。そういう意味では、すごく大事な点を指摘していただいたと思います。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 よろしければ、次に移りたいと思います。

次は、7ページです。

ここでは、基本目標4の「子どもの権利を大切にする意識の向上」の基本施策の一つ目の子どもの権利に関する広報普及についてを見ていきます。

意義といたしまして、条例を実効性のあるものにするためには積極的な広報、普及が必要であるということが挙げられます。また、現状としては、条例の認知度など2点が挙げられております。そして、これらを踏まえて取り組みの視点・例としては、子どもの権利の広報、普及が挙げられております。

ここに示されている点について意見があれば出してください。

○B委員 先ほどのところとも関連するのですがけれども、やはり、子どもの権利というと、市民の中に誤解して理解している方がたくさんいて、子どもに権利を与えるとわがままになるとか、子どもに正しいことを教えていくことが大人の義務なのだからあまり子どもの権利ということであまり子どもをたきつけるなというような意見をいただくこともあります。ですから、根本のところからなかなか十分な深まりがないような状況もあるのかなというふうに考えると、パンフレットや広報物だけではちょっと難しいと思うのです。

ですから、もっと直接的にそこを深められるような働きかけ、落とし込んでいくために何が考えられないかと思ったのですが、そこはなかなか難しいのでしょうか。興味がない人はパンフレットなどは読まないですからね。

○委員長 確かにそうですね。

今の点で考えていることはありますか。

○F委員 今のご意見に賛成です。

一般市民に対する啓発の手段として、今まではやってきて認知度はこの程度だったということは、やはり足りない、何か別な方法も考えなければならないということを示しているのではないかという気がするのです。

私は今、映像、メディアの力が非常に大きいかと思うのです。変なことを言うと、テレビを使えないかという気がしているのです。市民みんなが見ますね。テレビで、コマーシャルではないですけども、番組でも何でもテレビの活用がもっとあっていいのではないかと思います。学校を介して保護者にパンフレットを渡しますね。恐らく、そんなに多くの保護者の方は目にしていないかもしれないという気がしております。映画まで行けば最

高だと思っているのですけれども、費用もかかりますからね。テレビで条例についての解説をしますということではなくて、ストーリー性のある番組でもつくって、市民が問題意識を持ちながら、これはひどいなということで権利の侵害のようなものにしていけばいいと思うのです。

今、ドラマなどで子どもが映ったりしているのを我々が解説を加えたら、権利侵害のような番組はたくさんありますね。何の解説もなしに、何の非難もなく、どんどん流れていたら、せっかく学校でパンフレットを配って子どもたちに指導しても、肝心の番組を見て、これは間違っていますとだれも言わないで番組が終わってしまうのです。それも問題だと思っているので、対抗して何かいい番組を札幌市でつくったらいいのではないのでしょうか。これが正しいというようなものです。

済みません、思いつきで言いました。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 今、いろいろなアイデアをいただきましたけれども、我々も非常に苦慮してまして、去年も、市長へこの件について話したときに、配るだけでは理解が進まないとはっきり言われてしまいました。では、どういう方法がいいのかという問題があります。

今、テレビの話がございました。実際にテレビで流す、流さない以前に、我々は出前講座という形で実際に地域に行って説明する機会があるのです。そのときもただ話をするだけではなかなか理解がしづらい部分が正直に言ってあります。そういうときに10分ぐらいでも流せる番組をつくれば、そこで流しながら説明するだけでもかなり違うのかなと思います。

実は、子どもの権利についてという映像教材はあることにはあるのです。しかし、ある意味ではまじめ過ぎて、つまらないと言ったら失礼かもしれませんが、もう少し身近なテーマでやることができたらなと思っております。

また、出前講座で言えば、子どもの権利そのものについては、私か係長が出向いていろいろ説明をさせていただきますけれども、アシストセンターでも出前講座をやっておりまして、そちらは、子どもにわかりやすいようにやるなど、いろいろ工夫をして取り組んでおります。そういった部分も参考までに記載させていただければと思います。

また、できるかどうかはわかりませんが、去年は雪についてHBCかどこかで夜の時間に5分か10分ぐらい流したという話も聞いております。最後はお金の問題にはなるのですけれども、そういうことがもしできるのであれば、そういう時間帯に流せるようなことができないかと思っております。

我々は市の広報番組を持っているのですけれども、見せ方の問題かもしれませんが、それこそ何とかプロジェクトみたいな形で流すとなるとちょっと注目されると思いますので、今の2人のご意見を参考にしながら、私どもでもできることをもう少し調べてみたいと思います。

○B委員 権利条例自体がひっそりできたようなイメージがあるのです。市長の肝いりで

できているのですから、市長みずからが権利条例について、事あるごとに、どこに呼ばれても何かあったら必ず権利条例の話を出すなどをしてはどうかと思います。

例えば、どこかローカルな地方の村に行くと、ようこそ何とか村へというところに、何々のまちとか何々の村など書いてありますけれども、子どもの権利を推進する札幌市みたいなキャッチフレーズにしていくと、札幌市は子どもの権利について積極的な都市なのかみたいところから意識が高まっていくこともあります。

ですから、入り口のところで札幌市は子どもの権利について取り組んでいるのだというところを市民全体で共有できるような市のPRがちょっと足りない気がするのです。

○C委員 逆に、札幌市役所が何でもやり過ぎるのではないかと思います。もっと外部へ、例えばNPOなどですね。私は詳しくわからないのですが、多分、子どもの権利を条例にしたいという市民団体がいたのだらうと思うのですが、そういう組織に頼んで普及啓発してもらおうということも一つの手段だと思うのです。札幌市も、どこの都市も同じでしょうけれども、財政的に厳しいでしょうから、いろいろなことを市の予算だけでやろうとすると必ず限りが出てくると思うのです。ですから、我々PTA協議会も何か協力することがあれば、乗らないわけではないのです。そういうところは知恵を使って、もう少し外部の団体が広報活動に協力してもらえるようなアイデアを考えた方がいいのではないかと思います。

○E委員 私の娘は、西区の小学校に通っておりまして、先日、PTA主催でCAPの講習会を子どもと教員と保護者向けに行いましたので、参加してきました。

思ったのは、子どもの権利を語るときに、CAPがすべてだとは思わないのですけれども、そういったものを効果的に使うよさはあると思います。そこで思ったのは、CAPの場合、子どもに話をするときも、大人に話をするときも、自分たちが守られていい権利を三つ具体的に言うのですね。安心、自信、自由です。身振りを使って説明するのです。それがあるのだと身振りを使って話すことで、子どもたちにはとてもわかりやすいと感じました。大人にもわかりやすいと思いました。

ですから、権利条例はきちんとつくり、基本計画の核もきちんとつくる必要があると思いますが、それをアピールするときには、もう少しだけ言葉も使いながら、身振り手振りも使いながら、子どもにもわかる言い回しでぜひ考えていただけないかと思います。それは、行政だけで考えるのではなくて、子どもたちも一緒になって言葉を考えたりするといいと思います。

そして、どこに広報するかということに関しては、小さいお子さんを持つお母さんには特に子どもの権利についてよく知ってほしいと思いますので、例えば母子手帳をもらったときや、子どもが生まれた後に節目健診があると思うのですが、そのたびにちょっとした紙、もしくは映像のようなもので権利のことを知る機会があるといいと思いました。

それから、札幌市は転入する人が多いので、転入者に向けての配慮もあるといいと思いました。例えば、札幌便利帳みたいなものを転入すると区役所でもらえます。札幌便利帳

は、だれもが手にする機会のあるものだと思いますので、そういったものに1ページ内容をつけることも考えていただけないでしょうか。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 なければ、次に移らせていただきます。

最後の8ページです。

ここでは、基本目標4の基本施策の二つ目の子どもの権利に関する学びの支援について見ていきます。

意義といたしまして、子どもが子どもの権利を正しく理解すること、また大人が子どもの権利を主張することの大切さを理解する必要があることが挙げられております。また、現状として、教員研修や公開授業などの取り組み状況が挙げられております。

そして、これらを踏まえて、取り組みの視点・例として子どもの権利を生かした教育の推進、子どもにかかわる大人に対する学びの支援という項目が挙げられております。

ここで示されていることについて、意見を出していただきたいと思っております。

○B委員 7ページと6ページにも出ていますけれども、子どもの権利条例や権利についての認知度というところで、このアンケート結果を見ても、大人より子どもの方が知らない人が多いのです。そこは、学びの学習というところが今のところ十分機能しているのかどうかの評価をいただいた上で今後ということになるかと思っております。

○事務局(野島子どもの権利推進課長) 評価といいますか、非常に厳しい状況であります。

今回、調査した小学校、中学校は、小学校では4年生以上です。前回は一度議論になったと思うのですが、授業で取り上げられるのは小学校の場合だと6年生で、中学校だと3年生が公民でということで、実際に調査したときにその部分は高目に数字が出て、それ以外の学年は低目に出ていた部分もあります。

そういう意味では、確かに授業の効果はかなり大きいのだという部分は一方ではあります。そうすると、子どもの権利はその場面以外で理解しなくていいのかという話にもなりませんので、統計的には4年生、5年生の部分にどうアプローチしていくかということが課題ではあるかと思っております。

普通は小学校6年生が高ければ、中学校1年生、中学校2年生と並行して、3年生がもっと上がって思うのですけれども、数値的には中学校1年生、中学校2年生は若干下がって、中学校3年生が高くなるという形でした。そういうつながりも含めて教育委員会ともそのあたりは相談しながらやっていきたいと考えております。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○C委員 子どもの権利を正しく理解するというのは、子どもだけに特別な権利があるわけではないですね。ですから、教育をする上で、人権一般的な部分は当然必要になってく

と思うのです。先ほど出た外国人や障がい者なども含めて人権の普及啓発ということで、全体的な権利を学ぶという視点があつた方がいいと思うのです。

これだけを見ると、先ほどよく誤解を受けるというお話がありましたが、子どもだけに特別な権利があるような誤解を生む文言なのだと思うのです。ですから、権利は人間が生まれたときからすべての人間に平等にあるものですから、そういう視点をこの表現の中に入れて方がいいような気がします。

○委員長 今、C委員から意義について意見が出ましたが、この点で何かございますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 基本目標3のところでは権利侵害を起こさない関係づくりとありまして、そこでは人権教育という表現もあります。当然、前段の押さえとして、まず人権をとらえた上で子どもの権利を、一応は権利計画なものですから、その部分がわかるような形で誤解のないように整理したいと思います。

○H委員 先ほどG委員からありましたが、平岸高校の3者協議会、保護者、教員、生徒の3人がテーブルについて校則などについて議論しているという話に関連して、具体的な取り組みに関して少し意見を申し上げたいと思います。

昨年度は、小・中学校で札幌市の子どもの権利の学習の公開授業が行われたという話を聞いておりますし、今からもそういったものがどんどん蓄積されていくのだと思います。一方、高等学校くらいになると、先ほどの平岸高校の例がありましたけれども、意見表明権を具体的に行使するという取り組みが道内の幾つかの高校でやられております。携帯電話をどうするかというのは非常にいい例でして、生徒は高校で使ってもいいようにしてくれと一生懸命主張するのだけれども、保護者は、私たちはフェイス・ツー・フェイスの関係性をあなたたちに身につけてほしいのであって、違う高校の生徒と携帯電話で話すために通わせているのではない、あるいは授業中に使わないように生徒同士で守れるかというふうに教員に言われると守れないと答えたり、実際に自分たちが意見を表明しても説得的な論をちゃんと主張できないということがあるのです。そういう難しさを感じている高校に、胆振管内ですけれども、私は七、八年前に見に行ったことがありました。

先ほどから小さい単位でという話が出ていますけれども、権利を具体的に行使してみて、これはどういうことなのかということを経験する機会がないと、なかなか学びにならないと思います。ですから、平岸高校のようないい事例、あるいは他の管内のいい事例があるかどうかと思いますので、そういったものを収集した事例集をさらにつくっていただければいいのではないかと思います。

○委員長 今のお話は、札幌市に対する要望でしょうか。

○H委員 はい。

○委員長 それについて何かありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 権利の行使を体感するということでしたけれども、確かに言葉だけはなかなか理解できないので、実際にやりとりを通して理解するというのも、学びとして広くとらえるということでは大切になると思います。どういうふう

に取り組みに乗せるかについては今後検討したいと思います。単に字づらだけではなくて、実体験を通じての権利の理解、学びも確かに大切だという認識がありますので、そういった部分は配慮したいと思います。

○副委員長 この子どもの権利に関する学びの支援というときに、学校教育における学びを支援するというとらえ方で見るとでしょうか。それとも、学校だけではなくて、いろいろな場面で学びはあると思うのですが、それを含めたものなのかどうか、どう考えたらいいのでしょうか。ここには学校だけが出ているので、どういうところをとって学びの支援としているのか、教えていただきたいと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 先ほどの調査にもありましたけれども、やはり子どもを見たときには、学校を通じて理解したということが多いため、どうしても学校がウエートとして大きくなる場所があります。ただ、（２）の学びの支援という表現は、単に学校教育だけではなくて、地域の大人に対する支援も含めて考えております。そういう意味では、意義と調査結果は学校の子どもの中心に記載していますが、実際の支援ということになると、もう少し広く、地域、家庭も含めた形になると考えております。

○副委員長 そうしますと、取り組みの視点や例ももう少し違ったものが加わってくる形になりますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） そうですね。きょうのご意見も踏まえて再度整理したいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○B委員 ずっと同じことを言っておりますが、最後の取り組みの視点・例のところに「子どもに関わる大人に対する学びの支援」とあります。要するに、「子どもに関わる」という限定がどの辺までかということです。ここは「子どもに関わる」という言葉を書く必要があるのかと思うのです。

例えば、アパートで隣に住んでいる人、下の階に住んでいる人、そこで明らかな権利侵害が起きているかもしれないときには、特別、子どもにかかわっていない人かもしれないけれども、地域住民としては何らかの形で関係性を持っているわけです。そういう意味で言うと、ここを限定してしまうと幅が狭くならないかなと思うのです。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 当初、特に限定する意図はなかったのです。先ほど、だれをターゲットにするのか、どこに焦点を当てるのかという中で、一つ、子どもにかかわる大人ということがありました。逆に、ここで大人に対する学びの支援の中の方策として具体的に子どもにかかわる大人に対してはこういうアプローチがあります、そして、一般と言ったら言葉は悪いですが、そうではない人に対してはこうという整理もできると思いますので、その辺は見せ方を工夫していきたいと思います。

広報活動も、最近では行っても効果がないとぼっさり切られるご時世ですので、少し対象を絞りながら——ただ、絞り過ぎて、本当は気をつけなければならないごく小さな単位の、ごく普通に自然につき合っている方々の理解が得られなければ困るところもあります

ので、そういった部分で対象の絞り方と範囲については、ここに限らず、ほかの部分も含めて再度整理したいと思います。

○委員長 ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 特になければ、8ページについてはこの辺で終わりしたいと思います。

最後に、あまり時間もないのですけれども、全体を通して何かご意見があれば出していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 ほかに意見がなければ、議題(1)についてはこの辺で終わりたいと思います。

次に、議題(2)に移らせていただきます。

議題(2)は、子どもとの意見交換についてであります。

前回の委員会で、関係先との調整が整ったところについては既に何人かの委員の皆さんも交え、関係先に出向いて意見交換を行うことになりました。

本日、資料5が配られているかと思いますが、そこに調整先がまとめてあります。意見交換が済んだところ、あるいは新たな調整できたところなど、事務局で補足説明はありますでしょうか。

○事務局(伊藤子どもの権利推進担当係長) それでは、既に報告に行ったところ、新たにふえたところがございますので、ご報告させていただきます。

まずは、3番目の外国籍の子どもということで、先ほどH委員からお話ございましたけれども、7月9日に北海道朝鮮小中高級学校に事務局とH委員が行きまして、小学校から高校生の子どもまで10人いらっしゃいまして、その中で1時間の意見交換をしてみました。

子どもの権利について知っているかどうかというお話から、発展して、子どもの権利について大切だと思うことという中で、先ほど話が出ましたけれども、差別観などについても友達なり周りの人につき合う中で嫌がらせをされた経験があるなどのお話をされていきました。また、どういうふうに解決していくかということでは、単に理解してほしいということではなくて、自分たちが地域とかかわる中で、あるいは、ほかの学校と交流する中で積極的に行って、自分たちの声を届けていきたいという声が届けられております。

今、概略をお話しいたしましたけれども、これについては改めてまとめまして、委員の皆様にご報告したいと思っております。

それから、前回からふえましたのはフリースクールのところですが、前は1カ所だけだったのでけれども、2番目の訪問型フリースクール漂流教室というところがございます。こちらは7月22日の14時から1時間ぐらいということで、訪問の了解をいただきましたので、もしご都合がつく委員がいらっしゃれば、一緒に行っていただければと思っております。

そのほか、平成21年度子ども議会の子ども議員との意見交換については、夏休み中になりますけれども、7月下旬から8月頭ぐらいになるかと思います。これから、各子ども議員に案内を出して、集まれる子どもたちに集まっていただいて、日程調整をしようと考えているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、子どもとの意見交換についてはこのようなことで対応することにいたします。

参加される委員の皆様方にはよろしくようお願い申し上げたいと思います。結果につきましては、次回、事務局あるいは委員の皆様からご報告いただくことにしたいと思います。

それでは、本日予定しておりました議事は終了いたしました。

3. その他

○委員長 次回の第8回目につきましては、8月23日または24日ということで、事務局に日程調整をいただいております。調整ができ次第、事務局から連絡していただくことになります。

今回は、この2回の委員会の議論のまとめということになろうかと思っております。

○H委員 一つだけ意見を申し上げたいのですが、よろしいですか。

○委員長 どうぞ。

○H委員 今回の資料5の子どもとの意見交換についてですけれども、前回、このようなご提案をいただいた後に、この条例を検討する段階のかつての委員の方に伺いましたら、当時、条例を制定する際に、障がいのある子どもにも意見を聞き取りに行ったのだということでした。もし、そういった事実があれば、ノウハウがあれば、障がいのある子どもが未定となっておりますが、聞き取りできる可能性はないものかと思っております。また、先ほどの私からの具体的な取り組みと絡むのですけれども、もし障がいのある子どもに直接聞くのが難しいのであれば、保護者の方に聞くということで彼らの思いを酌み取るような機会にならないかと思っております。これは実際に障がいを持っている子どもの回答にあったかどうかわかりませんが、実際にアンケートで障がいによる差別ということが出ていますものから、それを酌み取るような機会を、ご検討いただける範囲で結構ですので、検討していただければと思っております。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 前回は承知しております。

いろいろと事情なりルートの問題があって、今の段階では未定の状況というのが正直なところでございます。我々も、いろいろとつてを頼ってやってみたのですけれども、今後できるどうかも含めて改めて検討したいと思っております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○H委員 はい。

4. 閉 会

○委員長 それでは、もう既に暑くなっていますけれども、これからいよいよ夏本番を迎えます。特にこれは私に言えることかもしれませんが、体調を整え、乗り切りまして、次の委員会でお会いしたいと思います。

これをもちまして本日の委員会を終了させていただきます。

皆さん、どうもありがとうございました。

以 上